

光市公告第 17 号

光市業務改革（ＢＰＲ）支援業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 22 日

光市長 芳 岡 統

記

1 業務名

光市業務改革（ＢＰＲ）支援業務

2 業務の目的

本市の現在の業務量や業務遂行における課題を把握し、業務の効率化に向けた検討及び分析を行い、改善施策の提案及び移行方針の作成等を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方公共団体が発注した本業務と同種の業務について、過去 5 年以内（令和 2 年度から令和 6 年度）に受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。

- (4) 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りではない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (7) 山口県内に事業所等を有すること。

5 手続等

- (1) 光市業務改革（BPR）支援業務公募型プロポーザル実施要項等（以下「実施要項等」という。）の入手方法
実施要項等は、市ホームページから入手すること。

- (2) 参加表明書類の提出方法等

ア 受付期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月2日（金）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
光市政策企画部行政経営室行政経営係

- (3) 企画提案書類の提出方法等

ア 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

イ 受付期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月21日（水）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
光市政策企画部行政経営室行政経営係

6 評価及び選定

（１） 選定審査

光市業務改革（ＢＰＲ）支援業務優先交渉権者等選定委員会により行う。

（２） 選定審査方法

提出された参加表明書類及び企画提案書類の内容、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

7 その他

（１） 本手続に関する照会窓口は、光市政策企画部行政経営室行政経営係（電話（０８３３）７２－１４１５）とする。

（２） その他詳細は、実施要項等による。